

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	本間 毅
登録番号又は法人番号	93191317
所属する単位会	愛知県行政書士会
事務所所在地	愛知県岡崎市東明大寺町11番地2
処分年月日	令和6年10月4日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>被処分者は、農地転用許可手続に係る書類の作成を業として行うことは行政書士でなければできないことを認識していたにもかかわらず、行政書士でも被処分者の補助者でもない者に被処分者の行政書士の名義を貸与し、これらの者が被処分者の行政書士の名義を使用して書類の作成をすることができるようにしていた。</p> <p>このことは、行政書士法第10条、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第4条、日本行政書士会連合会会則第61条第1項及び愛知県行政書士会会則第35条第1項の規定に違反し、行政書士法第14条の規定に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条、第14条</p> <p>行政書士法施行規則第4条</p> <p>日本行政書士会連合会会則第61条第1項</p> <p>愛知県行政書士会会則第35条第1項</p>